

随意契約の結果

【平成30年10月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約 の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応れ・応募者数	
3 0－新千里東町団地先工区ガ ス給湯暖房設備工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮 1－ 6－8 5	平成30年10月10日	大阪瓦斯（株） 大阪府大阪市中央区平野町 4－1－2	3120001077601	255,205,080円	248,400,000円	97.3%	一般ガス導管事業者のガス供給区域は、ガス事業法に 基づき経済産業大臣の許可が必要であり、各供給区域 で1社の一般ガス導管事業者が許可されている状況であ る。 また、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者が定 めた供給内容を記載した託送供給約款において、供給 区域におけるガス工事は当該一般ガス導管事業者が行 うものとされている。 このことから、会計規定第51条第3項第1号に基づ き、当該団地における一般ガス導管事業者である当該 業者と随意契約を行ったものである。	-				-
3 0－千里竹見台団地北区域先 工区ガス給湯暖房設備工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮 1－ 6－8 5	平成30年10月12日	大阪瓦斯（株） 大阪府大阪市中央区平野町 4－1－2	3120001077601	141,135,480円	137,160,000円	97.2%	一般ガス導管事業者のガス供給区域は、ガス事業法に 基づき経済産業大臣の許可が必要であり、各供給区域 で1社の一般ガス導管事業者が許可されている状況であ る。 また、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業者が定 めた供給内容を記載した託送供給約款において、供給 区域におけるガス工事は当該一般ガス導管事業者が行 うものとされている。 このことから、会計規定第51条第3項第1号に基づ き、当該団地における一般ガス導管事業者である当該 業者と随意契約を行ったものである。	-				-
3 0－大阪駅北（2期）地区1 2街区建物基礎撤去工事	契約担当役 西日本支社総務部長 長濱 寿夫 大阪府大阪市城東区森之宮 1－ 6－8 5	平成30年10月17日	東海道線支線南1地区T新 設他工事特定建設工事共同 企業体 東京都港区港南2－1 5－ 2	-	23,645,520円	23,004,000円	97.3%	工事範囲は連続立体交差事業によるＪＲ地下化工事と 重複し、工事用進入路が1箇所だけの面積狭隘な状況に ある。同時にＵＲ撤去工事業者が施工するには困難な 状況にあることから施工中のＪＲ地下化工事受注者と 随意契約を行うものである。	-				-